

令和 3 年

上尾市議会第 2 回臨時会議案

概 要

情報提供用

個人情報に掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を省略し、又は加工しているため、内容の一部、ページ番号又は目次が議案書の原本と異なっている場合があります。

議 案 名

議案第 5 6 号	訴えの提起について……………	1
議案第 5 7 号	専決処分の承認を求めることについて……………	2

議案第 5 6 号

訴えの提起について

(学校教育部学校保健課)

1 提案理由	社会保険料の立替金等の支払を求める支払督促の申立てについて、訴えの提起があったものとみなされることとなったため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により、提案するもの
2 内容	<p>1 相手方 市外在住の女性</p> <p>2 事件の内容 再三の催告にもかかわらず、市が厚生労働省に立て替えて支払った相手方が納付すべき社会保険料 2 万 9 , 2 4 5 円の支払の求めに応じなかったため、当該社会保険料の立替金及びこれに対する遅延損害金の支払を求める支払督促の申立てを行ったところ、相手方が督促異議の申立てを行ったため、訴えの提起があったものとみなされることとなった。</p> <p>3 請求の趣旨 社会保険料の立替金及びこれに対する遅延損害金の支払を求める。</p> <p>4 授権事項 必要に応じて次に掲げる行為をすることができる。 (1) 控訴及び上告 (2) 和解</p>

議案第 57 号

専決処分の承認を求めることについて

(行政経営部市民税課・資産税課)

1 提案理由	地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）が令和 3 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、緊急に上尾市税条例を改正する必要性が生じ、同日上尾市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、その承認を求めるもの
2 内容	<p>1 個人市民税</p> <p>住宅借入金等特別税額控除について、一定の期間に住宅取得等に係る契約をした場合、控除期間 13 年の特例を適用する入居期限を令和 4 年末まで延長する。</p> <p>2 固定資産税及び都市計画税</p> <p>(1) 宅地等及び農地に係る負担調整措置について、令和 3 年度から令和 5 年度までの間、現行の措置の仕組みを継続する。</p> <p>(2) 地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）について、生産性向上の先端設備、サービス付き高齢者向け住宅等に係る特例の対象となる資産の取得期間を 2 年延長する。</p> <p>3 軽自動車税</p> <p>(1) 税率 1% 分を軽減する環境性能割の臨時的軽減の適用期限を 9 か月延長し、令和 3 年末までの軽自動車の取得を対象とする。</p> <p>(2) 新しい燃費基準の下で種別割のグリーン化特例の適用期限を 2 年延長する。</p>
3 施行期日	令和 3 年 4 月 1 日

